本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三〇号）（総務省）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第二五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九三号）の施行期日は、平成二九年四月一〇日とした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（総務省）

1　選挙人名簿登録証明書の交付に関する事項

市町村の選挙管理委員会に対して選挙人名簿登録証明書の交付を申請することができる船員に関し、船員職業安定法第九二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法第一四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに公職選挙法（以下「法」という。）第四九条第七項に規定する実習生を加えるものとした。（第一八条第一項関係）

2　船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関する事項

船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に関し、法第四九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものを加えるものとした。（第五九条の六関係）

3　不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員に関する事項

法第四九条第八項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものを、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とした。（第五九条の六の二関係）

㈠　第五九条の六の三第一項に規定する不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれる場合における当該船員

㈡　第五九条の六第八項に規定する指定船舶等に乗船している船員の不在者投票の特例による投票送信用紙等の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下である場合における当該船員

4　不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例に関する事項

㈠　3の㈠の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとした。

(1)　船員は、指定船舶等に乗って本邦以外の区域を航海しようとする場合において、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるときは、法第四九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、所要の事項を記載した文書で、選挙人名簿登録証明書を提示して、投票送信用紙等の交付を請求することができるものとした。（第五九条の六の三第一項関係）

(2)　船員は、(1)による請求をする場合には、3の㈠に該当することを証する書面として総務省令で定めるものを併せて提出しなければならないものとした。（第五九条の六の三第二項関係）

(3)　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、(1)による請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれるときは、3の㈠に該当すると認めるときは、当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員との間のファクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下「確認書」という。）に所要の事項を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員に交付しなければならないものとした。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の選挙人名簿登録証明書に所要の事項を記入しなければならないものとした。（第五九条の六の三第三項関係）

(4)　(3)により投票送信用紙等の交付を受けた船員は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、不在者投票をしようとするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、総務省令で定めるところにより、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長から当該確認書をファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならないものとした。（第五九条の六の三第六項関係）

(5)　(4)により確認を受けた船員は、当該選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分に所要の事項を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、ファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとした。（第五九条の六の三第七項関係）

(6)　(5)により送信をした船員は、直ちに、自ら、投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならないものとした。（第五九条の六の三第八項関係）

(7)　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、(5)により送信された投票を受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを(4)により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に入れて封をし、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとした。（第五九条の六の三第九項関係）

(8)　(5)により送信をした船員は、本邦に帰った場合には、速やかに(6)により封をした投票送信用紙用封筒及び確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならないものとした。（第五九条の六の三第一〇項関係）

(9)　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、(8)により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければならないものとした。（第五九条の六の三第一一項関係）